

三 第42条の5～第48条《共通事項》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共) - 2、措置法第52条の2第1項に規定する特別償却不足額又は同条第4項に規定する合併等特別償却不足額.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5～48(共) - 4 措置法第42条の5から第45条の3までの規定及び第47条から第48条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第52条の3第1項の規定は、減価償却資産を事業の用に供した場合に適用があるのであるから、適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下同じ。)による移転に係る減価償却資産についてこれらの規定の適用があるかどうかは、当該減価償却資産を事業の用に供した日の現況において、これらの規定に規定する適用要件(適用対象法人、適用期間、適用対象事業等に関する要件をいう。以下同じ。)を満たすかどうかにより判定することに留意する。</p> <p>(注)1 例えば、中小企業者等(措置法第42条の12第1項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)に該当する被合併法人が減価償却資産を適格合併により中小企業者等に該当しない合併法人に移転する場合の同項の規定の適用については、次のようになる。</p> <p>(1) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供した場合は、他の適用要件を満たせば、被合併法人において同項の規定の適用を受けることができる。</p> <p>(2) 被合併法人が当該減価償却資産を事業の用に供しないで合併法人が</p>	<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5～48(共) - 2償却不足額.....</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>事業の用に供した場合は、被合併法人又は合併法人のいずれの法人においても、同項の規定の適用を受けることができない。</u></p> <p>2 <u>合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下同じ。）が適格合併等により移転を受けた減価償却資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額（措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額をいう。）がある場合には、当該合併法人等については、同条第1項に規定する特別償却に関する規定に規定する適用要件を満たすかどうかにかかわらず、同条第4項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p> <p><u>措置法第52条の3第3項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額がある場合における合併法人等の同項の規定の適用についても同様とする。</u></p> <p><u>（被合併法人等有する繰越税額控除限度超過額）</u></p> <p><u>42の5～48（共）-5 繰越税額控除限度超過額（措置法第42条の5第4項、第42条の6第5項、第42条の7第5項、第42条の8第5項、第42条の9第3項、第42条の10第4項又は第42条の12第5項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は事後設立をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>